



Criteo 総合利用規約

この Criteo 総合利用規約（以下「**本規約**」という。）は、Criteo とパートナーとの間で締結されるものであり、パートナーに対するあらゆる Criteo サービスの提供について適用される。

1. 定義

広告とは、製品やサービスを宣伝する Criteo ネットワーク上の広告であって、Criteo 技術を用いて配信されるものを意味する。

代理店とは、最終顧客のためにメディア（または、広告掲載枠）を売買する広告代理店や販売店を意味する。

本契約とは、本規約、Criteo 個別利用規約、データ保護契約（適用ある場合）、および今後発行される注文書であってパートナーやその代理人が署名し、本規約を参照しているものを意味する。これらを併せて本契約は、パートナーへの本サービスの提供に適用される。

秘密情報とは、一方の当事者が本契約の履行に関連して書面、口頭、電子的方法、視覚的方法などにより相手方に対し直接または間接的に開示した、当事者またはその関連会社の事業や業務に関する非公開の財務情報、法務情報、商務情報、マーケティング情報、組織情報、および技術情報であって、開示の時点で秘密情報であると指定されたか、または秘密であることが合理的に判断できるものを意味する。

クリエイティブとは、Criteo のクリエイティブチームがパートナーのために特別に企画または制作するクリエイティブ素材（バナー、画像、動画、リッチメディア、テンプレート、レイアウト、アニメーション、コピー、アートワーク、ならびにパートナーコンテンツを翻案したものを含むが、これらに限らない）を意味する。

Criteo とは、<https://www.criteo.com/terms-and-conditions/> で確認できる「Criteo の契約主体、準拠法および管轄権」に定められているとおり、本サービスを提供する関連する Criteo 事業体を意味する。

Criteo 関連会社とは、とは、上記の「Criteo の契約主体、準拠法および管轄権」で定められるとおり、Criteo サービスが提供される国に所在する Criteo 関連会社を意味する。

Criteo ネットワークとは、Criteo 技術を用いて広告を表示することのある、デジタル資産のネットワークを意味する。

Criteo プラットフォームとは、Criteo が提供する、本サービス専用の当該プラットフォームへアクセスするための API を含む、本サービスの提供に用いられる Criteo 独自のオンラインデマンドおよびサプライプラットフォームを意味する。

Criteo サービスまたは**本サービス**とは、Criteo 固有のサービス利用規約に記載され、パートナーが正式に署名された注文書において選択および発注したサービスを意味する。パートナーは、一部の Criteo サービスがパートナーのニーズおよび適格性に基づいて提供され得ること、ならびに当該ニーズおよび適格性が Criteo の単独の裁量により決定されることについて通知を受け、これを認識し同意するものとする。また、Criteo は、随時、追加的または補完的なサービスを提案する場合があります、これらはいずれの場合もパートナーの事前の承認を条件とする。

Criteo 個別利用規約とは、<https://www.criteo.com/terms-and-conditions/> より確認できる、1 つ以上の本サービスに適用される固有の現行規約を意味する。



Criteo 技術とは、Criteo プラットフォームを含む、Criteo のデジタル広告ソリューション、および製品スクリプトやタグといったソフトウェアコード（Criteo サービス提供の一環として、またはデジタル資産に組み込む API を含む。）を意味する。

データ保護契約とは、本契約の履行に関連する個人データの取扱いを規律する、Criteo とパートナーとの間の契約（該当する場合）をいい、以下に掲載されるものを意味する：<https://www.criteo.com/terms-and-conditions/>。

デジタル資産とは、パートナーまたは Criteo ネットワーク上のその他の者が本契約のために所有、運営、または管理するドメイン名、ウェブサイト、ソフトウェアアプリケーション、仮想世界、またはその他のデジタルプラットフォームを意味する。

発効日とは、本規約に準拠して締結された各本契約につき、関連する注文書に記載されている開始日（具体的な日付が定められていない場合は署名日）を意味する。

知的財産権とは、(i) 著作権（著作権者の権利、コンピュータソフトウェアの権利、その他の著作隣接権を含む。）、意匠権（登録意匠、意匠権、実用新案を含む。）、商標、サービスマーク、ロゴ、商号や屋号、ブランド名、ドメイン名や URL、営業秘密に関する権利、ノウハウおよび（特許を取得できるか否かを問わず発明などの）秘密、かつ非公開の情報、データベースに対する権、半導体トポグラフィに対する権、(ii) 上記(i)の記載項目に関するすべての登録および登録、更新または延長の出願、ならびに (iii) 法的執行力、登録可能性または登録の有無にかかわらず、いずれかの国で同様の性質を有するその他の権利や保護形態（呼称を問わない。）を意味する。

注文書とは、パートナーが選択した Criteo サービスに適用される取引条件を定めた文書を意味する。

パートナーとは、Criteo 以外で本契約に署名する法人または個人を意味する。

パートナーコンテンツとは、画像、グラフィック、テキスト、データ、動画、リンク、またはその他パートナー（または、その代理人が）が Criteo に提供できるクリエイティブ要素であって、広告にリンクしているインタラクティブサイトのコンテンツや素材とともに広告に組み込まれたり広告の配信に用いられったりするものを意味する。

当事者（両当事者）とは、Criteo とパートナーを意味する。

サービスデータとは、ユーザーの行動に紐づく情報（収集される場合）を含む、Criteo がパートナーのデジタル資産、Criteo ネットワーク、および Criteo プラットフォーム上で Criteo 技術を用いて収集するデータや、Criteo が、Criteo サービスに関連してその他の手段によって取得するデータを意味する。

税とは、税、課徴金、賦課金、関税、またはこれらと同様の性質を有する支払金や源泉徴収（これらの不払いや支払遅延による遅延損害金や利息を含む。）を意味する。

税額控除とは、本サービスに関連して発生した支払金からの税の控除や源泉徴収を意味する。

ユーザーとは、デジタル資産に訪問したり、デジタル資産を利用したりするデータ主体を意味する。

2. 代理店

- a. パートナーが代理店である場合、代理店は、顧客のために本サービスを利用するにあたり、各顧客について、自身が (a) 顧客を本規約に拘束する完全な法的権限を有していること、(b) 本規約を読んだ上で理解していること、および (c) 顧客を代理して本規約に同意することを保証するとともに、自身の代理する顧客が本規約の条項を順守することを保証する。本規約の中でパートナーについて言及している規定は、必要に応じて代理店の顧客にも適用されるものとする。これに加えて、代理店は、顧客に代わり本サービスの利用に関連して行為をするにあたり、常に本規約を厳格に順守することを保証する。また、Criteo は、代理店の顧客から要請を受けた場合、その顧客に関する情報をその顧客に提供できるものとする。何らかの理由で代理店が顧客を本規約に拘



束できない場合、代理店は、本来は顧客が負うはずであった本規約に基づく義務を履行する責任を負うものとする。

- b. 代理店は、Criteo が（代理店と顧客との関係が終了した場合を含むが、その場面に限らず）代理店の各顧客に対して、当該顧客向け専用オンラインアカウントに直接アクセスし、アカウントとそのコンテンツを利用する権利を付与することができることに同意する。代理店は、自身と顧客との関係が終了し、それにより本契約に何らかの影響が生じ得る場合、不当に遅延することなく Criteo に通知しなければならない。
- c. パートナー自身は代理店ではないものの、本サービスに関わる特定の業務を代理店に委託する場合、パートナーは、委託された業務に関する範囲で、その代理店が本規約を確実に順守するようにしなければならない。

3. 本サービスの実装と利用

- a. パートナーは、Criteo 個別利用規約に定められた、Criteo サービスの技術要件と仕様のほか、Criteo が本サービスを提供する上で必要なものとして随時書面で提供するその他の要件と仕様を順守しなければならない。疑義を避けるために付言すると、Criteo は、パートナーが Criteo の技術要件や仕様を適切に順守しなかったことに起因して生じた、または生じなかった事象について、パートナーに対し、いかなる賠償責任も負わないものとする。
- b. 本サービスの実施のため、パートナーは、Criteo に対し、パートナーのデジタル資産にアクセスし、そのデジタル資産上で Criteo 技術を使用する権利を付与する。
- c. 本サービスの実施のため、Criteo は、サービスデータを使用し、分析し、集約し、およびその他取り扱うものとする。さらに、Criteo は、Criteo テクノロジー（機械学習を通じたものを含む）、Criteo サービス、ならびにその他の Criteo の製品、プログラムおよび / またはサービスの改善、不正防止、測定および分析、レポートおよびオーディエンスの作成のために、サービスデータを使用することができる。また、Criteo は、本サービスの提供に必要な場合および / または法令により要求される場合には、サービスデータを第三者に開示することができる。
- d. 本サービスの提供を目的として、Criteo は、特定の第三者の人工知能技術へのアクセス、利用、統合または相互運用を可能にする場合があり、これらはパートナーまたはパートナーのユーザーによる直接の利用または操作のために提供される場合がある（以下「**サードパーティ AI 技術**」という）。パートナーは、サードパーティ AI 技術が当該第三者プロバイダーにより単独で提供されるものであり、「現状有姿」かつ「提供可能な範囲」で本サービスを通じて提供されるものであること、ならびに Criteo がサードパーティ AI 技術を管理せず、その可用性、性能、出力または適用法令への準拠を含め、当該サードパーティ AI 技術について一切の責任または義務を負わないことを認識し、これに同意するものとする。パートナーは、(i) 自らまたはそのユーザーがサードパーティ AI 技術に提供するデータ、プロンプトまたはその他の入力、(ii) 出力を使用する前のレビューおよび検証、ならびに (iii) 当該出力に依拠して行われる判断または行為について、単独で責任を負うものとする。本サービスに関連してサードパーティ AI 技術を利用する場合、当該利用は、適用される第三者の利用規約に従い、これにより規律されるものとする。
- e. Criteo は、広告を一部のソーシャルネットワークのインベントリに拡張する機能をパートナーに提供する場合がある。当該広告の配信は、各ソーシャルネットワークのインベントリに適用される利用規約およびポリシーに従う場合があり、これらは各ソーシャルネットワークの単独の管理および責任の下にある。パートナーが当該オプションを明示的に有効化した場合、パートナーは、本サービスの提供に必要な範囲で、適用される第三者の利用規約またはポリシーをパートナーに代わって受諾する権限を Criteo に付与するものとする。適用される関連文書の一覧は、ユーザーインターフェース (UI) 上でパートナーに提供される。パートナーは、これにより、Criteo が一部のイベントデータ（ハッシュ化されたメールアドレスなどの識別子を含む）および商品カタログ情報を送信する必要がある場合があることについて、明示的に通知を受けるものとする。これらの送信は、常に Criteo のプライバシーポリシーに従って行われる。抵触が生じた場合には、Criteo との本契約が優先するものとする。



- f. パートナーは、適用される範囲において、本サービスに関する Criteo のポリシーを常に遵守するものとし、これには、以下に掲載される各ポリシーを含むが、これらに限定されない。
- プライバシー通知: <https://www.criteo.com/privacy/>
 - クライアント および パブリッシャー パートナー 向け プライバシー ガイドライン: <https://www.criteo.com/criteo-privacy-guidelines-for-clients-and-publisher-partners>
 - 広告ガイドライン <https://www.criteo.com/advertising-guidelines/>
 - サプライパートナーガイドライン: <https://www.criteo.com/supply-partner-guidelines/>
 - API 利用規約: <https://developers.criteo.com/marketing-solutions/docs/criteo-api-terms-and-conditions>
- g. Criteo は、自社サーバーを用いてインプレッション数、および / または クリック数、および / または 広告に関するその他の指標を測定するとともに、オンラインインターフェースを通じてこれらの指標をパートナーが確認できるようにする。パートナーは、明らかなエラーがある場合を除き、請求書に記載される Criteo による測定値が最終的なものであり、その他のあらゆる測定結果に優先することに同意する。
- h. パートナーは、Criteo プラットフォームの利用にあたりパートナーまたはその代理人が行ったまたは要請した行為について単独で責任を負うとともに、かかる行為に起因して発生した一切の費用を負担しなければならない。

4. アクセスおよび認証情報

パートナーは、Criteo より提供される認証情報（例えば、ログイン情報、パスワード、プライベートキー、API キー）の安全な使用および機密性について責任を持つ。パートナーは Criteo に対して速やかに書面をもって、これらの認証情報の紛失、盗用、または漏洩を通知しなければならないものとする。

パートナーは、Criteo サービスにアクセスするためにシングルサインオン（SSO）を利用することができる。パートナーは、その組織内において SSO の安全な実装と管理を確保することに責任を持つ。パートナーは、強力なパスワード、マルチファクター認証、および定期的なセキュリティ監査を含むがこれに限られない、SSO の認証情報およびアクセスを保護するための適切なセキュリティ措置を講じなければならない。

Criteo は、パートナーによる資格情報の喪失、開示または不正使用に起因して生じた資格情報の不正または不適切な利用について、一切の責任を負わないものとする。ただし、パートナーがこれらの取組みに十分に協力することを条件として、Criteo は、そのような事案に関連するリスクを軽減するために合理的な努力を行うものとする。

パートナーは、認証情報またはアカウントが、従業員、代表者、または第三者（例えば代理店）を含む、パートナーの裁量により許可を与えられたユーザーのみによりアクセスされることを確保するものとする。パートナーは、アクセスする必要がなくなったユーザーに対するアクセス権が速やかに削除されることにつき、単独で責任を持つ。

Criteo は、パートナーに代わって行うと書面により明確に同意しない限り、パートナーのユーザーのアクセスを管理、監視、または削除することについていかなる責任も負わない。Criteo がパートナーに代わってこれらの行為を行うことに同意した場合、Criteo は商業的に合理的な期間内に措置を取る。

パートナーは、自らまたは自己に代わって行動する第三者によって実施されるかを問わず、自らのアカウント上で行われる一切の活動について、引き続き全面的に責任を負うものとする。

5. 請求処理と支払い

- a. 注文書に別段の定めがない限り、パートナーは、本サービスに関連して発生するすべての料金を、Criteo により事前に承認された支払い方法により支払うものとする。パートナーは、請求書の日付から注文書に定める支払期間内に支払を完了しなければならない。前払いの場合は、支払いを受領した後に請求書が発行される。

- b. 当事者間のすべての支払いは、請求書または請求明細書に記載された通貨でなされる必要がある。
- c. 料金は、該当するサービスに適用される請求の基準（例えば、クリック、インプレッション、コンバージョンなど）に基づいて決定される。料金について正当な異議がない場合、その全額が支払われなければならない。
- d. パートナーまたは支払業務の委託を受けた事業者がオンラインの請求ポータルを使用する場合でも、Criteo はその規約に拘束されるものではない。
- e. 本サービスに関して請求されるすべての金額には、請求書に当該税額が明示的に記載されている場合を除き、適用される付加価値税その他の税金は含まれないものとする。請求書に税額が明示的に含まれている場合、パートナーは当該税額を Criteo に支払うものとし、Criteo は当該税額を所管の税務当局に納付するものとする。それ以外の場合、パートナーは、本サービスに適用される当該税金について責任を負い、これを所管の税務当局に直接支払うものとする。また、Criteo が当該税金について責任を負うとされた場合には、パートナーは Criteo を補償するものとする。
- f. 適用法で税額控除が義務付けられている場合を除き、パートナーによるすべての支払いは税額控除なしで行われるものとする。適用法でパートナーによる税額控除が義務付けられる場合、（税額控除後の）残りの支払金額が税額控除を要しない場合の金額と等しくなるよう、パートナーの支払金額が増額されるものとする。
- g. パートナーによる税額控除が必要な場合、パートナーは、法令で認められている期間内に、法令で義務付けられる最低額で、税額控除およびこれに関連して必要となる支払いを行わなければならない。
- h. パートナーは、Criteo に対して、税額控除またはその税額控除に関連して必要となる支払いを行ってから 30 日以内に、税額控除または（適用ある場合）関連する税務当局への必要な支払いを行ったことを合理的に証する証左を提出しなければならない。
- i. パートナーと Criteo は、パートナーが税額控除なしで支払いを行うための許可を取得するのに必要な手続がある場合、協力してその手続を完了しなければならない。
- j. 支払期日を徒過した場合、Criteo は、期日を徒過した金額に対して法律上認められた、または注文書に記載された利息、および回収費用を請求する権利を有する。
- k. 請求書について何らかの異議がある場合は、その請求書の受領した時点から 1 か月以内に提起しなければならない。

6. 知的財産

- a. 自らの知的財産権は、当該当事者のみに帰属する。
- b. Criteo 技術、および Criteo が、パートナーが Criteo 技術を利用するために開発した特定の開発物やプログラムに関連し、およびこれらに付随するすべての知的財産権について、現存するものか今後生じるものかを問わず、Criteo が唯一の所有者または正規の被許諾者である。
- c. 本契約の条件に従い、Criteo は、本契約の期間中、本サービスの提供を受ける目的に限り、Criteo プラットフォームにアクセスし使用するための、非独占的、譲渡不可かつ再許諾不可のライセンスをパートナーに付与

し、パートナーはこれを受諾するものとする。Criteo 技術の権原、所有権、または支配権が、Criteo サービスの一環としてパートナーに移転することはない。

- d. パートナーは、Criteo 技術に関する Criteo の権利を認めるものとし、Criteo 技術に関連およびこれに付随する Criteo の権利について異議を唱えたり、奪取したり、何らかの方法で毀損したりすること、またはこれらの行為を試みてはならず、第三者にこれらの行為をさせてはならない。本契約により明確に認められている場合を除き、パートナーは、Criteo サービスに起因する広告を含め、Criteo 技術や Criteo サービスを第三者にライセンスしたり、販売したり、譲渡したり、頒布したり、その他の方法で商業利用したり、第三者の利用に供したりしてはならない。
- e. パートナーは、Criteo 技術、Criteo サービス、または Criteo のその他のソフトウェアや文書について修正、翻案、翻訳、二次的著作物の作成、または逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブルなどの手段を用いたソースコードを抽出する試みを行ったり、Criteo プラットフォーム、Criteo サービス、またはこれらに関連する専有情報や要素の使用やアクセスを通じて代替や類似のサービスや製品の作成やその試みを行ったりしてはならない。
- f. 本契約の期間中、パートナーは、本サービスの提供を目的とする場合に限り、パートナーの商標およびロゴを表示、複製、使用およびその他利用するための、全世界的、非独占的、ロイヤリティフリーかつ譲渡可能なライセンスを、Criteo（その関連会社を含む）に付与するものとする。パートナーはまた、Criteo に対し、Criteo サービスを販促するすべての文書で上記を使用することおよびレポーティングの目的で使用することを許可する。Criteo は、パートナーの名称、ロゴ、および / または商標を使用してプレスリリースを行う場合、パートナーより事前の許可を得なければならない。
- g. Criteo サービスを提供する目的で、パートナーは、Criteo に対して、パートナーコンテンツに関し、表示、転載、掲示、使用（Criteo の機械学習モデルの訓練を含む。）、ならびに Criteo 技術により、修正、翻案、翻訳、およびカスタマイズする、全世界の、非独占的、ロイヤリティフリー、かつ移転可能なライセンスを付与する。
- h. 関連する本サービスの料金がすべて支払われることを条件として、Criteo は、パートナーに対して、(i) Criteo サービスを通じてキャンペーンを実施し最適化すること、ならびに (ii) Criteo サービスに関連して当該クリエイティブを社内でのレビュー、評価および保管することを目的とする場合に限り、クリエイティブを使用、複製および表示するための、独占的、全世界的かつ譲渡不能なライセンスを付与するものとする。Criteo サービス以外における、パートナー自身のマーケティングまたはプロモーション活動での使用を含め、当該クリエイティブをその他の目的に使用する場合は、事前に Criteo による書面での明示的な承認を得るものとする。パートナーは、前記ライセンスを除き、クリエイティブに関するいかなる権利も取得せず、クリエイティブに関するすべての権利、権原および利益は、Criteo およびそのライセンサーに留保されるものとする。
- i. 一部のサービスは、生成 AI（以下「**生成 AI サービス**」という）を用いてパートナーコンテンツを処理し、出力を生成する場合がある。パートナーは、生成 AI サービスが、本サービスの提供を目的として、パートナーコンテンツを適応、変更または二次的著作物を作成する場合があることを認識するものとする。パートナーは、当該処理のためにパートナーコンテンツを提供するにあたり、必要なすべての権利、ライセンスおよび許諾を有していることを表明し、保証するものとする。また、パートナーは、本サービスの提供および改善を目的として、パートナーコンテンツにアクセスし、使用し、複製し、変更し、ならびに二次的著作物を作成するための、全世界的、非独占的、ロイヤリティフリーかつ譲渡可能なライセンスを Criteo に付与するものとする。当事者間において、かつ第三者の権利に従うことを条件として、生成 AI サービスを通じてパートナーのために特別に生成されたすべての出力は、パートナーに帰属し、本契約におけるパートナーコンテンツとみなされるものとする。生成 AI サービスの性質上、生成された出力は一意でない場合があり、知的財産権による保護の対象とならない場合があり、また、他のパートナー向けにも類似の出力が生成される場合がある。利用可能な場合には、パートナーは、生成されたコンテンツを使用する前にレビューおよび検証する責任を負うものとする。Criteo は、生成されたコンテンツが正確であること、第三者の権利を侵害しないこと、または特定の目的に適合することについて、いかなる保証もしない。

- j. 本契約で明確に規定されている場合を除き、いずれの当事者も、相手方や相手方のライセンサーに帰属する知的財産権に関するいかなる権利、権原、所有権、支配権、または権益も取得しないものとする。

7. 保証と補償

- a. 本条に定めるものを除き、Criteo は、特に非侵害性、品質、商品性適格性、特定目的への適合性に関するが、これらに限定されないあらゆる事項について、明示的または黙示的ないかなる保証や条件も付与するものではなく、さらに、Criteo 技術、Criteo ネットワーク、または本契約に基づき提供される本サービスの取引過程、履行過程、または取引慣行に起因した、いかなる保証をも付与するものではない。Criteo は、Criteo サービスが中断やエラーの発生なしに動作することを保証しない。さらに、Criteo サービスでは、場合により、アクセス不能、利用不能、または動作不能が発生する可能性がある。Criteo は、本契約に基づき配信される広告、広告へのクリック、または Criteo 手数料について、または本契約に基づくインプレッションやクリックの発生のタイミングを含む、Criteo サービスを通じてパートナーが得る結果についていかなる表明または保証も行わない。パートナーは、(Criteo から許可を得て) Criteo が提供するものを組み込んだサービスを提供している第三者から何らかの請求、債務の履行、要求、またはその他の損失を被ったとの主張を受けた場合、そのすべてについてパートナーが責任を負い、Criteo が責任を負わないことに同意する。
- b. 両当事者は、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行する権利、権能、および権限を有していること、および健全かつプロフェッショナルな慣行に従い、適切かつプロフェッショナルな態様で、十分な知識を有し、研鑽を積んだ、相応しい人材を通じて、本契約に基づく義務を履行することを相互に表明し保証する。
- c. Criteo は、パートナーによる本契約に準拠した Criteo 技術の利用が無関係の第三者の著作権、営業秘密、特許、またはその他の権利を侵害している旨の申立てに起因して、またはこれが要因となって請求、訴訟、法的措置、法的手続、損失、損害、賠償責任、コストまたは費用を引き受け、負担しなければならない。これには、パートナーまたはその関係者が第三者の知的財産権を侵害した旨の判決が下された場合、または侵害を認めたか否かにかかわらず、紛争を和解によって解決した場合において、第三者に支払わなければならない損害賠償が含まれるがそれに限られない。
- d. Criteo 技術が無関係の第三者に帰属する場合または無関係の第三者の権利を侵害していると Criteo が判断した場合、Criteo は、自己の費用負担により、(a) Criteo 技術を変更してその侵害性を排除するか、または (b) パートナーが Criteo 技術の利用を継続するためのライセンスを取得するものとする。上記のいずれの手段をとることも商業上合理的でない場合は、解約権を行使できるものとする。本条に基づく Criteo の義務は、Criteo テクノロジーによる知的財産権の侵害または不正流用に関する一切の請求について、Criteo の唯一の責任であり、パートナーの唯一の救済手段となるものとする。
- e. パートナーは、Criteo に対し、(i) 知的財産権を含むが、これに限られない第三者の権利を侵害することなく、パートナーコンテンツを Criteo に提供する権利を有していること、(ii) パートナーコンテンツおよび / またはパートナーのデジタル資産が、適用されるすべての法令、規則、命令、契約、規制、広告およびマーケティングの実施規範、ならびに上記に定める Criteo のポリシーに常に準拠していること、(iii) パートナーコンテンツおよび / またはパートナーのデジタル資産に、わいせつ、中傷的、または適用法もしくは規制に違反する内容が含まれておらず、わいせつ、中傷的、または適用法もしくは規制に違反する内容を含んだコンテンツにアクセスできるハイパーリンクが含まれていないこと、(iv) 適用されるすべての法令に従って権利を有しない限り、いかなる個人情報、機密情報、またはその他の情報も提供せず、第三者との契約に違反していかなる情報も開示または共有してはならないこと、(v) 適用されるすべての法律に従って、第三者または個人のいかなる権利も侵害することなくサービスデータを提供し、またはアクセス可能にする権利を有すること、(vi) あらゆる関連する法律および規制、ならびに Criteo が閲覧に供するガイドラインまたはポリシーをすべて順守すること、および (vii) 適用ある場合、本契約が終了した後、パートナーのデジタル資産のために Criteo が提供または使用したあらゆるソフトウェアコードやタグおよび類似技術を直ちに削除することを保証し表明する。

パートナーは、パートナーを通じて Criteo サービスから直接利益を得る第三者に対し、前述のすべての保証を課さなければならない。

- f. パートナーは、(i)本契約（本規約においてパートナーが行った表明保証、遵守義務、組み込まれたポリシーを含む）の違反または違反の疑い、あるいは、もし真実であれば本契約の違反となるような出来事または一連の関連する出来事、(ii) パートナーまたはパートナーを通じて Criteo サービスを享受した者による作為または不作為、(iii) 適用法令の違反または違反の疑い（パートナーから由来するサービスデータ、パートナーのデジタル資産、またはパートナーによる Criteo テクノロジーの使用、導入、もしくは運用に関連し、適用法令で義務付けられている通知の提供、同意、オプトイン、オプトアウト、同意の撤回、その他の許可の取得、維持、記録、送信、または遵守を履行しないことを含む）、(iv) サービスデータ、パートナーコンテンツ、パートナーの広告、またはパートナーもしくはその代理により提供または利用可能にされたその他のデータおよび素材（当該データまたは素材が、センシティブな個人データ（健康情報を含むが、これに限らない）、規制対象情報、違法なコンテンツ、または本契約もしくは Criteo のポリシーにより禁止もしくは制限される素材を含むと主張される場合を含む）、(v)パートナーの広告および / またはパートナーのデジタル資産に関する請求（開示、同意またはその他の許可が欠如していた、不正確であった、誤解を招くものであった、不十分であった、または適法に取得されていなかったと主張する一切の請求を含む）に基づき、Criteo に対するあらゆる措置に起因して、またはその結果として生じた、すべての請求、訴訟、法的措置、要求、規制当局による調査、執行措置、損害、賠償責任、損失、罰金、和解金、費用、またはコスト（合理的な弁護士報酬および専門家報酬およびコストを含む。）について、Criteo、その関連会社ならびにそれらのそれぞれの現在および過去の役員、取締役、構成員、従業員、および代理人を防御し、免責し、これらの者に補償することに同意する。
- g. パートナーによるすべての適用法令上の遵守義務を制限することなく、パートナーはさらに、各デジタル資産（Criteo ネットワークの一部を構成するものを除く）について、(i) パートナーは、当該デジタル資産上に、Criteo テクノロジーの利用、収集されるデータのカテゴリー、当該収集および処理の目的、ならびに適用法令に基づく消費者の権利を正確に開示するプライバシーポリシーおよびクッキー通知を維持すること、(ii) パートナーは、Criteo テクノロジーを適法に導入し運用するために必要なすべての消費者の同意を取得し記録するのに十分な同意管理プラットフォームまたはこれと同等の仕組みを導入し、維持すること、ならびに (iii) パートナーは、オプトアウトした消費者、同意を撤回した消費者、必要な同意を提供しなかった消費者、または Criteo テクノロジーの運用と矛盾するその他のプライバシー設定を選択した消費者から、Criteo テクノロジーがデータを収集することを認めないことを表明し、保証する。
- h. 本条に基づくいずれかの当事者による請求について、(a)補償を受ける当事者は、かかる請求について速やかに書面で通知するとともに、これに関して合理的な協力、情報、および支援を提供しなければならない、(b) 補償を行う当事者は、かかる請求を完全にコントロールし、および防御、和解、または示談を行う権限を単独で有するものとするが、補償を受ける当事者から書面による同意（この同意は不当に遅延され、条件を付され、または保留されてはならない。）を得ることなく和解を行ってはならない。ただし、補償を受ける当事者が希望する場合、補償を受ける当事者は、自己の費用負担により、自ら弁護人を選任してかかる請求に対して防御できるものとする。

8. 責任の制限

- a. 適用される法令により認められる最大限の範囲において、かつ本契約に別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者についても、本契約の履行に起因しまたは関連して生じる、単一の事象または一連の関連する事象に関する責任（その原因のいかんを問わず、契約、不法行為その他に基づくかを問わない）は、当該事象または一連の関連する事象により他方当事者に生じた直接損害に限定されるものとする。また、その責任額は、当該責任の原因となる最初の事象の直前 6 か月間において、当該責任の対象となる本サービスに関して Criteo が請求した総額を上限とするものとし、当該事象が 6 か月経過前に発生した場合には、当該事象に至るまでの期間に対応する請求総額を上限とする。

- b. 適用法で認められる限度において、いずれの当事者も、本契約または本サービスの授受に関連して生じた特別損害、間接損害、付随的損害、派生損害、懲罰的損害、および懲戒的損害について、その当事者がかかる損害の可能性を知らされていたとしても、一切の責任を負わないものとする。
- c. いずれの当事者も、本契約の締結時には合理的に予見できなかった自身の制御を超える事由であって、適切な措置を講じて回避できない、一方当事者による義務の履行を妨げる事由（以下「不可抗力事由」という。）に起因する不履行や履行遅滞について責任を負わないものとする。ただし、不可抗力事由の影響を受けた当事者は、(a) 遅延の発生を回避、排除、または軽減して自身の義務を完全に履行するための適切な措置、および (b) 不可抗力事由の消滅後速やかに自身の義務の履行を再開するために適切な措置を講じることを約束する。ただし、不可抗力事由の影響を受けた当事者は、(a) 遅延の発生を回避、排除、または軽減して自身の義務を完全に履行するための適切な措置、および (b) 不可抗力事由の消滅後速やかに自身の義務の履行を再開するために適切な措置を講じることを約束する。
- d. いかなる場合も、Criteo は、申立てが (a) パートナーコンテンツや第三者のコンテンツ、(b) パートナーが Criteo 技術を、例えば第三者ビューアビリティ、第三者検証、またはオーディエンスプロバイダーなどの、別の製品、機器、ソフトウェア、またはデータと組み合わせて使用した場合で、そのように使用しなければ侵害が発生しなかった場合、(c) パートナーによる Criteo 技術の改変、または (d) パートナーによる過失または故意の違法行為に起因するときは、本契約に基づく賠償責任を負わないものとする。
- e. パートナーは、自身が本サービスに対して支払う料金の金額がこの取引に伴うリスクを考慮に入れたものであり、公正なリスク配分を反映したものであることを了解し、これに同意する。
- f. 疑義を避けるために付言すると、責任の排除や制限が違法となるような場合には、本規約のいかなる定めも、不正行為、重過失、致死もしくは致傷、またはその他の事由に対するいずれの当事者の賠償責任も、排除または制限するものではない。
- g. パートナーは、第三者が、無効なトラフィックにより本契約に基づく料金に影響を与え得るインプレッション、クリック、またはその他の操作を生じさせる可能性があるというリスクがあることを了解し、これに同意する。第三者による不当な行為（クリックなど）が発生した場合、Criteo は、（例えばクリックといった）第三者の行為についてパートナーに対しいかなる義務（支払いに関する義務を含む。）や責任も負わないものとする。Criteo は、このようなリスクを軽減するための最先端の対策を講じ、パートナーと誠実に協力して、無効であることが疑われるトラフィックに関する紛争の調査を行い、解決を図る。

9. プライバシー

- a. 当事者は、本サービスに関連する個人データの取扱いが、適用されるプライバシーおよびデータ保護に関する法令に従うものであること、ならびに各当事者によるビジネス連絡先データの取扱いを除き、当該取扱いがデータ保護契約により規律されることを認識するものとする。なお、当該データ保護契約は本契約に組み込まれ、その一部を構成するものとする。現行のデータ保護契約およびその更新版は、「定義」セクションにおいて特定される場所に掲載されるものとする。
- b. パートナーから従業員や担当者に関する個人データの提供を受けた場合、Criteo はコーポレートプライバシーポリシー（<https://www.criteo.com/privacy/corporate-privacy-policy/>）に従ってそのデータを取り扱うものとする。これには、個人データの利用、修正、および消去に関する個人の権利が含まれる。これには、個人データの利用、修正、および消去に関する個人の権利が含まれる。

10. 期間および終了:

- a. 本契約は、発効日より効力を発生し、両当事者によって終了されるまで有効に存続するものとする。

- b. その他の権利や救済措置を損なうことなく、いずれの当事者も、(a) 相手方が本契約に基づく義務の重大な違反（例えば、パートナーによるプライバシーまたはブランドセーフティー違反）を犯した場合で、かつ治癒が可能な場合には違反を指摘してその是正を求める通知を受領してから7日以内に違反が是正されなかった場合、(b) 2 か月以上継続する不可抗力事由が発生した場合、または (c) 相手方が支払不能となった場合、清算を開始した場合、破産管財人が選任された場合、または現地の関連法に基づいて同様の手続が開始された場合には適用法により認められる限度において、相手方に書面で通知することにより、本契約を直ちに解約できるものとする。
- c. 理由の如何を問わず、本契約が終了または満了しても、本契約や法令に基づく両当事者のその他の権利や救済措置は損なわれないものとし、本契約の終了時点で発生している両当事者の権利や賠償責任に影響が及ぶものではない。本契約の終了または満了は、満了または終了後も有効に存続することが明示的または黙示的に意図されている条項に影響を与えるものではない。
- d. 本契約の終了時において、パートナーが負担するすべての金額（通知期間中に発生し、または支払期日が到来する金額を含む）は、直ちに支払期日が到来し、支払われるべきものとする。
- e. パートナーは、Criteo が合理的に判断して、パートナーが「本サービスの実装および利用」ならびに「支払」に関する各条項の義務のいずれかに従っていないと認める場合、Criteo が、自らの裁量により（通知の有無を問わず）、パートナーに対する本サービスの提供を直ちに停止することができ、当該停止は、Criteo が合理的にパートナーの遵守を確認できるまで継続することに同意するものとする。

11. 守秘義務

- a. 各当事者（「**受領者**」）は、以下に定める場合、または法令もしくは司法当局や規制当局から要求を受けた場合を除き、いかなる場合も、相手方（「**開示者**」）から開示を受けた、注文書の条件や相手方の事業や業務に関する秘密情報を、本契約に明示されていないいかなる法人（相手方の関連会社を含む）や自然人にも開示しないことを約束する。
- b. 法律によりまたは司法当局や規制当局からかかる開示を要求された場合、受領者は、法律上認められる範囲で、開示を行う前にできる限り早く、その開示要請について書面で相手方に通知しなければならない。かかる開示は、法律上の要求または規制当局により求められる範囲に限定されるものとする。両当事者が個別の秘密保持契約を締結している場合、参照することにより明示的に本契約に組み込まれる。
- c. 前述の規定にかかわらず、いずれの当事者も、本契約に基づく義務を履行するために「知る必要」があり、(i) 情報の秘密性について通知されており、かつ(ii)本条項の条件に拘束されることに同意した関連会社、担当者、代理人、請負人、再販業者、またはその他の個人に対し、秘密情報を開示できる。
- d. 受領者が以下に該当することを文書で証明できる情報は、秘密情報に含まないものとする。
 - i. 開示当事者から開示される前に受領当事者が合法的に所持していた情報であって、開示当事者に対して秘密保持義務を第三者が負っていることを知りながら、その第三者から取得したものではない情報。
 - ii. 受領者が本契約に基づく秘密保持義務に違反することなく、開示の時点で公知であったか、公知となった情報。
 - iii. その情報に関する秘密保持義務を負っていない第三者から受領者が開示された情報。
 - iv. 開示者の秘密情報を使用することなく受領者が独自に開発した情報。
- e. 受領当事者は、本契約に基づき開示された秘密情報が開示当事者固有のもの、かつ価値ある性質を有するものであり、開示当事者の秘密情報が不当に流布された場合、金銭賠償では十分な救済措置とならない可能性

があることを了解し、これに同意する。したがって、開示当事者は、本規約の条件に反する秘密情報の流布を防止するため、差止めによる救済を受ける権利を有するものとする。かかる差止めによる救済は、本契約または法律に基づくその他の救済措置に追加されるものである。

- f. 本契約は、当事者間で合意したすべての条件を網羅しており、当事者間でなされた、本契約の主題に関するその他のあらゆる取決めに優先するものである。いずれの当事者も、相手方の秘密情報の不正な使用や開示の是正において相手方を支援するよう合理的に努める。

12. 譲渡

- a. いずれの当事者も、相手方から書面による事前の承諾（この承諾を不当に保留または遅延してはならないものとする。）を得ない限り、本契約に基づく自身の権利の譲渡や義務の委任を行ってはならず、そうした譲渡や委任の試みはすべて無効とする。前述の定めにかかわらず、各当事者は、合併、買収、企業再編またはその資産の全部もしくは実質的に全部の譲渡に関連して、相手方への通知のみをもって、本契約または本契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を譲渡することができるものとする。
- b. いずれの当事者も、自身と同じグループ内の会社に対し、本契約に基づく自身の権利や義務を譲渡できる。
- c. 上記の定めにかかわらず、特定の地域において、Criteo が顧客とのあいだの直接取引を再販業者に譲渡した場合、Criteo は所定の再販業者に本契約の全部または一部を譲渡することができる。
- d. いかなる場合も、パートナーは、Criteo の競合他社またはその承継人もしくは譲受人に対し、本契約を譲渡してはならない。

13. コンプライアンス

- a. 各当事者は、自身ならびにすべての関連会社、役員、取締役、従業員、および代理人が、管轄権を有する制裁当局による制裁の対象ではないことを保証する。
- b. 各当事者は、本契約に基づく義務の履行にあたり、貿易制裁、外国貿易管理、輸出および再輸出規制、拡散防止、または反テロリズムに関するあらゆる適用ある法律や規制、ならびにこれらと同種の法律のほか、適用されるすべての汚職防止法、テロ資金供与防止法、およびマネーロンダリング防止法を順守することに同意する。
- c. Criteo は、インターネット上に掲載されている自身の行動規範を順守することを確保する。

14. 保険

本契約の期間中、各当事者は、本契約に起因して当事者に対し発生する可能性のあるあらゆる責任に関して、信頼できる保険会社による、業界標準を満たす十分な水準の補償範囲を有する有効な保険を維持するものとする。

15. 雑則

- a. Criteo は、本規約および Criteo サービスに適用される料金または手数料を、いつでも更新することができる。Criteo は、本規約の変更のうちパートナーにとって重大な不利益をもたらすものについては、電子メール、プロダクト内メッセージ、Criteo のウェブサイトへの掲載、または Criteo が合理的に実行可能と判断するその他の方法により、事前にパートナーへ通知するものとし、当該変更の発効日を明示するものとする。本

規約の最新バージョンは、以下のリンクに掲載されるものとする：<https://www.criteo.com/terms-and-conditions/>。Criteo は、重大でない変更については、その単独の裁量により通知を行う場合がある。更新後の本規約の発効日以降にパートナーが Criteo サービスを継続して利用し、またはこれに対する支払を行った場合、当該行為はパートナーによる当該更新後の本規約の承諾を構成するものとする。パートナーが更新後の本規約に同意しない場合、パートナーは、当該更新後の本規約の発効日以降、Criteo サービスの利用を中止しなければならない。

- b. 本契約に起因または関連して紛争や問題が生じた場合、その準拠法と専属管轄権については、上記の「Criteo の契約主体、準拠法および管轄権」に関する文書の定めによる。
- c. 両当事者は、電子的方法（注文書の変更に限る場合に限り、Criteo プラットフォームのオンラインインターフェースと電子メールを含む。）が、本契約を構成する他の文書を含む、本契約の締結、交付、および変更を行うための有効な手段とみなされることを了解し承諾する。すべての通知は、電子メールで送信することができ、両当事者間で締結された最新の注文書に記載された担当者、またはパートナーが書面で明確に指定したその他の人物に宛ててなされるものとする。
- d. パートナーが注文書を発行することにより、パートナーは、適用される Criteo 個別利用規約を含む本規約を完全に承諾したものとみなす。本規約、Criteo 個別利用規約、および注文書の間に齟齬がある場合は、Criteo サービスに関して、注文書、Criteo 個別利用規約、本規約の順に優先するものとする。前述の定めにもかかわらず、いかなる場合も、データ保護契約が優先するものとする。
- e. 別段の合意がある場合を除き、各注文書は、締結された時点で個別の契約を形成し、本規約および適用される Criteo 個別利用規約に準拠するものとする。
- f. 本契約は、当事者間で合意したすべての条件を網羅しており、当事者間でなされた本契約の主題に関するその他のあらゆる取決めに優先するものである。本契約の締結にあたり、いずれの当事者も、本契約で明確に規定されているものを除き、いかなる声明、表明、または保証（過失によりなされたものか、悪意なくなされたものかを問わない）にも頼っておらず、いかなる声明、表明、または保証に基づく権利や救済も得られないものとする。本契約で言及（URL が記載）されている法的な定めやその他の文書であって、インターネット上で閲覧できるものについては、参照により本契約に組み込まれる。本契約は、パートナーの購買に関する一般条件、パートナーにより作成された注文書に組み込まれたすべての条件、またはベンダーの購買もしくは支払管理ツール（例えば、ベンダーポータルは法的効力を有しないものとする。
- g. 管轄権を持つ裁判所または行政機関により、本契約のいずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合でも、かかる無効性や執行不能性は本契約の残りの条項に何の影響も与えないものとし、本契約の残りの条項は完全に有効に存続するものとする。
- h. 本規約は複数の言語で提供される場合がある。ただし、異なる言語のあいだで齟齬が生じた場合は、英語版が優先するものとする。
- i. いずれかの当事者が権利、権能、または救済策を行使せず、または行使を遅延したとしても、当該権利、権能、または救済策を放棄したものとはみなされず、放棄する当事者が署名した書面によらない限り、いかなる放棄も効力を有しないものとする。いずれかの当事者が何らかの権利、権能、または救済策を放棄したとしても、さらなる権利、権能、もしくは救済措置の放棄、または本契約に基づき行使可能なその他の権利、権能、または救済策の放棄とはみなされないものとする。本契約に別段の明確な定めがない限り、本契約に規定される各当事者の救済策は累積的なものであり、排他的ではなく、制定法または衡平法上認められるその他の救済策に追加して依拠できるものである。
- j. 本契約に別段の定めがない限り、いかなる第三者も本契約に基づく権利または義務を有しないものとする。



最終更新日：2026 年 7 月